

○都留市安心・安全な再生可能エネルギー発電設備の導入に関する要綱

(平成 27 年 10 月 30 日告示第 131 号)

改正 平成 29 年 9 月 30 日告示第 80 号 平成 30 年 12 月 28 日告示第 121 号

令和 3 年 3 月 23 日告示第 33 号 令和 3 年 3 月 29 日告示第 49 号

令和 3 年 10 月 1 日告示第 122 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内に再生可能エネルギー発電設備の新設、増設及び改修(以下「設置等」という。)を行うことに関し必要な事項を定め、市民相互の理解のもと、生活環境や自然環境との調和を図り、設置区域及びその周辺地域における災害の防止に資することにより、安心・安全な発電設備の導入が図られることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 太陽光発電設備、水力発電設備、バイオマス発電設備その他の発電設備をいう。
- (2) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備であって、発電設備の定格出力(パワーコンディショナー等の設備で発電出力を抑制する場合は、その抑制後の出力。以下「発電出力」という。)が 10 キロワット以上のものをいう。ただし、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例(令和 3 年山梨県条例第 27 号)の対象となるものを除く。
- (3) 水力発電設備 水流を電気に変換する発電設備をいう。
- (4) バイオマス発電設備 バイオマスをエネルギー源として電気に変換する発電設備をいう。
- (5) 発電事業者 発電設備により発電をしようとする者及び現に発電をしている者をいう。
- (6) 事業用地 発電設備の設置等を行う土地をいう。

(7) 関係地域 発電設備の設置場所が属する自治会全域をいい、設置により隣接自治会へ生活環境等の影響を及ぼすおそれがある場合は設置場所の隣接自治会全域を含む。

(8) 周辺住民 発電設備の設置場所の隣接地の地権者、住民及び事業主をいう。
(対象地域)

第3条 都留市内全域を対象地域とし、本市域に属さない場合であっても、市に影響を及ぼすおそれがある場合は、本要綱に沿った事項を行うよう発電事業者を求めるものとする。

(発電事業者の責務)

第4条 発電事業者は、発電設備の設置等又は管理にあたり、次に掲げる事項について留意し、関係地域及び周辺住民との良好な関係を損なわないように努めなければならない。

- (1) 資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン」を遵守すること。
- (2) 雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。
- (3) 発電設備の周囲にフェンス等を設置し、出入口に施錠装置を施設して、第三者が容易に構内に立ち入ることができないよう立入防止措置を講ずること。(設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除く。)
- (4) 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。
- (5) 周辺の景観に配慮すること。
- (6) 事業用地及びその周辺の事故その他緊急を要する事態に対応できるよう、外部から見えやすい場所に発電設備の名称、設置場所、発電出力、発電事業者又は保守点検責任者の名称及び連絡先の表示を行うこと。(発電出力が20キロワット未満の太陽光発電設備を除く。)
- (7) 事業用地の除草等、環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮するよう努めること。
- (8) 発電設備の設置により周辺環境への影響が認められた場合は、改善のための措置を講ずること。

- (9) 発電設備の設置等にかかる工事の進捗状況について、必要に応じて関係地域及び周辺住民に報告すること。
- (10) 台風・大雨・積雪・地震などの異常気象発生後は速やかに現地を確認し、発電設備及び周辺環境に異常がないか確認するとともに、異常が発見された場合は早急に対策を講ずること。
- (11) 発電設備の設置及び事業の実施に伴い事故等が発生したとき又は周辺住民等と問題が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずること。
- (12) 事業を終了又は廃止したときは、自己の責任により速やかに発電設備を撤去し、関係法令を遵守のうえ適切に処理すること。

(届出等)

第5条 発電事業者は、発電設備設置の計画等が明らかになった時点で、再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る計画書(様式第1号。以下「計画書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業スケジュール
- (3) 設置する発電機の内容がわかる書類
- (4) 位置図(縮尺 1/2, 500 又は住宅地図及び航空写真)
- (5) 設置予定地の土地登記簿の写し(太陽光発電設備にあっては不要)
- (6) 設置予定建物の建物登記簿の写し(太陽光発電設備のみ)
- (7) 公図の写し(設置予定地及び隣接地を確認できるもの。太陽光発電設備にあっては不要)
- (8) 工作物設計図(計画平面図及び立面図)
- (9) 排水施設構造図(太陽光発電設備にあっては不要)
- (10) 発電事業者を証明する書類(発電事業者が法人の場合は法人登記簿の写し、個人の場合は住民票等)
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による届出を行った発電事業者は、次に掲げる事項が発生したときは、再生可能エネルギー発電設備の設置等変更・中止届(様式第2号)を市長に提出するものとする。

- (1) 発電設備の内容を変更しようとするとき。
- (2) 発電設備の管理者を変更しようとするとき。
- (3) 発電設備の事業を中止しようとするとき。

3 発電事業者は、発電設備の設置が完了したときは、再生可能エネルギー発電設備の設置等完了届(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、発電施設で発電した電力を全て自家消費する場合は、第1号から第3号までの書類の提出は不要とする。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画書の認定通知書の写し
- (2) 電力需給契約申込書兼系統連系申込書の写し
- (3) 電力会社の接続契約案内の写し
- (4) 関係法令の許可の写し
- (5) 次条に規定する関係地域及び近隣住民説明会の議事録
- (6) 工事完了後の現地写真(全景)
- (7) その他必要と認める書類

4 発電事業者は、発電設備を廃止したときは、再生可能エネルギー発電設備の廃止届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(説明会の開催)

第6条 発電事業者は、次の各号のいずれかに該当する発電設備の設置等を行う場合には、発電設備の設置等に着手する30日前までに、事業の内容、規模及び工事施工方法等について関係地域及び周辺住民に対し説明会を開催し、説明会で出された質疑及び意見には適切に対応し、十分な理解を得るものとする。

- (1) 水力発電設備
- (2) バイオマス発電設備
- (3) その他市長が必要と認める発電設備

2 発電事業者は、前項の規定による説明会を開催したときは、関係地域及び近隣住民説明会の議事録(様式第5号)を作成し、その写しを様式第3号に添えて市長に提出するものとする。

(所管部署)

第7条 この要綱による事務処理は、市民部地域環境課が行うものとし、法令及び条例等に基づく届出等の窓口は別表第1に、設置に関する相談の窓口は別表第2に、それぞれ掲げる区分及び該当事項に応じ、同表に定める所管課等において行うものとする。

(市政への協力)

第8条 発電事業者は、市が実施する環境学習等に積極的に協力し、地域貢献に努めるものとする。

2 発電事業者は、設置等をした発電設備の発電量等の数値について、市長が求める場合には速やかに報告するよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第9条 市長は、発電設備の設置及び事業の実施に関して必要があると認めるときは、発電事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

2 発電事業者は、前項による指導及び助言を受けたときは、協議記録簿(様式第6号)を作成し、市長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に工事の着工を行う発電設備について適用し、同日前に工事の着工を行った発電設備については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 9 月 30 日告示第 80 号)

この告示は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 28 日告示第 121 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 5 条及び第 6 条の規定は、この告示の施行の日以後に第 5 条の届出等を行う発電設備について適用し、同日前に第 5 条の届出等を行った発電設備については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 23 日告示第 33 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 29 日告示第 49 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 10 月 1 日告示第 122 号)

この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 7 条関係)

法及び条例等に基づく届出等の窓口

| 区分 | 該当事項 | 届出窓口 |
|-----------------|--|---------------------------|
| 開発・ 土地売 買 | 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に関する届出、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和 48 年山梨県条例第 6 号)に関する確認、国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)に関する届出 | 建設 課 都市 計画 担当 |
| 景観 | 都留市景観条例(令和 2 年都留市条例第 28 号)に関する届出 | |
| 道路・ 河川 | 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、都留市公共物管理条例施行規則(平成 15 年規則第 4 号)による工作物、物件又は施設等を設けるための道水路の占用に関する許可申請 | 建設 課 管理 担当 |

| | | |
|-----|--|-----------------|
| 環境 | 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)に関する届出、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)に関する届出、山梨県生活環境の保全に関する条例(昭和 50 年山梨県条例第 12 号)に関する届出(騒音に係るものに限る) | 地域環境課 環境政策室 |
| 森林 | 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に規定する森林の伐採に関する届出、森林の土地所有者届出 | 産業課 農林振興担当 |
| 農地 | 農地法(昭和 27 年法律 229 号)に規定する農地転用に関する許可申請 | 農業委員会 |
| 文化財 | 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、山梨県文化財保護条例に関する届出(昭和 31 年山梨県条例第 29 号) | 生涯学習課 文化振興担当 |

備考 その他該当する法令、条例等がある場合は適用の有無を確認し、必要な届出等を行うものとする。

別表第 2(第 7 条関係)

設置に関する相談の窓口

| 区分 | 該当事項 | 相談窓口 |
|-------------|--|--------------------|
| 開発・土地 売買 | 都市計画法、国土利用計画法、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例に関する相談 | 建設課 都市計画 担当 |
| 景観 | 景観形成に関する相談 | |
| 道路・河川 | 道路及び水路の占用や付替えに関する相談 | 建設課 管理担当 |
| 環境 | 森林や農地、農業振興地域に関する相談 | 産業課 農林振興 担当 |
| | 騒音・公害・異臭・廃棄物等の環境に関する相談 | 地域環境課 環境政策 室 |
| 農地 | 農地転用に関する相談 | 農業委員会 |

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 防災 | 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地等 防災に関する相談 | 行政防災 室 危機管理 担当 |
| 税金 | 税金に関する相談 | 税務課 資産税担 当 |
| 文化財 | 埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物に関する相談 | 生涯学習 課 文化振興 担当 |

様式第 1 号(第 5 条関係)

再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る計画書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

再生可能エネルギー発電設備の設置等変更・中止届

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

再生可能エネルギー発電設備の設置等完了届

[別紙参照]

様式第 4 号(第 5 条関係)

再生可能エネルギー発電設備の廃止届

[別紙参照]

様式第 5 号(第 6 条関係)

議事録

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

協議記録簿

[別紙参照]